

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年2月28日提出
【計算期間】	第21期中(自 2021年6月1日至 2021年11月30日)
【ファンド名】	ユニテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型 ユニテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型 ユニテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型
【発行者名】	ファイブスター投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠原 直人
【本店の所在の場所】	東京都中央区入船一丁目2番9号 八丁堀MFビル8階
【事務連絡者氏名】	谷内 恒司
【連絡場所】	東京都中央区入船一丁目2番9号 八丁堀MFビル8階
【電話番号】	03-3523-9556
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【ファンドの運用状況】

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型】

以下の運用状況は2021年12月末日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ合衆国	18,398,208	50.69
投資信託受益証券	日本	17,450,690	48.08
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	447,491	1.23
合計（純資産総額）		36,296,389	100.00

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

（２）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第12計算期間末（2013年 5月31日）	196,713,379	196,713,379	0.8749	0.8749
第13計算期間末（2014年 6月 2日）	171,195,169	171,195,169	0.8400	0.8400
第14計算期間末（2015年 6月 1日）	95,012,596	95,012,596	0.8501	0.8501
第15計算期間末（2016年 5月31日）	72,974,806	72,974,806	0.7565	0.7565
第16計算期間末（2017年 5月31日）	62,342,423	62,342,423	0.6851	0.6851
第17計算期間末（2018年 5月31日）	42,862,116	42,862,116	0.6050	0.6050
第18計算期間末（2019年 5月31日）	35,644,722	35,644,722	0.5866	0.5866
第19計算期間末（2020年 6月 1日）	37,479,273	37,479,273	0.5867	0.5867
第20計算期間末（2021年 5月31日）	38,112,566	38,112,566	0.6017	0.6017
第21計算期中間（2021年11月30日）	36,888,336	36,888,336	0.5897	0.5897
2020年12月末日	37,669,709	-	0.5974	-
2021年 1月末日	37,614,886	-	0.5962	-
2月末日	37,637,781	-	0.5940	-
3月末日	37,602,665	-	0.5988	-
4月末日	37,946,853	-	0.6018	-
5月末日	38,112,566	-	0.6017	-
6月末日	38,276,502	-	0.6018	-
7月末日	38,183,781	-	0.5983	-
8月末日	38,205,124	-	0.5960	-
9月末日	38,125,310	-	0.5924	-
10月末日	38,739,076	-	0.6005	-
11月末日	36,888,336	-	0.5897	-
12月末日	36,296,389	-	0.5853	-

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第12期	2012年 6月 1日～2013年 5月31日	0.0000
第13期	2013年 6月 1日～2014年 6月 2日	0.0000
第14期	2014年 6月 3日～2015年 6月 1日	0.0000
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	0.0000
第16期	2016年 6月 1日～2017年 5月31日	0.0000
第17期	2017年 6月 1日～2018年 5月31日	0.0000
第18期	2018年 6月 1日～2019年 5月31日	0.0000
第19期	2019年 6月 1日～2020年 6月 1日	0.0000
第20期	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	0.0000
第21期(中間期)	2021年 6月 1日～2021年 11月30日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第12期	2012年 6月 1日～2013年 5月31日	0.00
第13期	2013年 6月 1日～2014年 6月 2日	△3.99
第14期	2014年 6月 3日～2015年 6月 1日	1.20
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	△11.01
第16期	2016年 6月 1日～2017年 5月31日	△9.44
第17期	2017年 6月 1日～2018年 5月31日	△11.7
第18期	2018年 6月 1日～2019年 5月31日	△3.0
第19期	2019年 6月 1日～2020年 6月 1日	0.0
第20期	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	2.6
第21期(中間期)	2021年 6月 1日～2021年 11月30日	△2.0

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型】

以下の運用状況は2021年12月末日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アイルランド	54,091,565	44.51
	アメリカ合衆国	27,322,430	22.48
投資信託受益証券	日本	36,592,622	30.11
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,512,927	2.89
合計（純資産総額）		121,519,544	100.00

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

（２）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第12計算期間末（2013年 5月31日）	443,575,816	443,575,816	1.0228	1.0228
第13計算期間末（2014年 6月 2日）	345,348,621	345,348,621	1.0400	1.0400
第14計算期間末（2015年 6月 1日）	350,438,535	350,438,535	1.2058	1.2058
第15計算期間末（2016年 5月31日）	301,954,883	301,954,883	1.0622	1.0622
第16計算期間末（2017年 5月31日）	195,746,135	195,746,135	1.0946	1.0946
第17計算期間末（2018年 5月31日）	139,736,673	139,736,673	1.0859	1.0859
第18計算期間末（2019年 5月31日）	108,321,229	108,321,229	1.0425	1.0425
第19計算期間末（2020年 6月 1日）	110,018,615	110,018,615	1.0362	1.0362
第20計算期間末（2021年 5月31日）	126,080,257	126,080,257	1.2224	1.2224
第21計算期中間（2021年11月30日）	119,560,106	119,560,106	1.2489	1.2489
2020年12月末日	117,028,767	-	1.1329	-
2021年 1月末日	118,171,962	-	1.1422	-
2月末日	120,582,855	-	1.1717	-
3月末日	124,592,995	-	1.2087	-
4月末日	124,866,475	-	1.2131	-
5月末日	126,080,257	-	1.2224	-
6月末日	127,355,361	-	1.2319	-
7月末日	127,147,944	-	1.2271	-
8月末日	128,045,285	-	1.2333	-
9月末日	128,499,655	-	1.2352	-
10月末日	132,082,580	-	1.2671	-
11月末日	119,560,106	-	1.2489	-
12月末日	121,519,544	-	1.2666	-

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第12期	2012年 6月 1日～2013年 5月31日	0.0000
第13期	2013年 6月 1日～2014年 6月 2日	0.0000
第14期	2014年 6月 3日～2015年 6月 1日	0.0000
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	0.0000
第16期	2016年 6月 1日～2017年 5月31日	0.0000
第17期	2017年 6月 1日～2018年 5月31日	0.0000
第18期	2018年 6月 1日～2019年 5月31日	0.0000
第19期	2019年 6月 1日～2020年 6月 1日	0.0000
第20期	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	0.0000
第21期(中間期)	2021年 6月 1日～2021年 11月30日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第12期	2012年 6月 1日～2013年 5月31日	28.40
第13期	2013年 6月 1日～2014年 6月 2日	1.68
第14期	2014年 6月 3日～2015年 6月 1日	15.94
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	△11.91
第16期	2016年 6月 1日～2017年 5月31日	3.05
第17期	2017年 6月 1日～2018年 5月31日	△0.8
第18期	2018年 6月 1日～2019年 5月31日	△4.0
第19期	2019年 6月 1日～2020年 6月 1日	△0.6
第20期	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	18.0
第21期(中間期)	2021年 6月 1日～2021年 11月30日	2.2

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型】

以下の運用状況は2021年12月末日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アイルランド	356,544,988	67.07
投資信託受益証券	日本	161,685,457	30.41
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	13,393,994	2.52
合計（純資産総額）		531,624,439	100.00

(注)国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

(2) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第12計算期間末（2013年 5月31日）	1,108,994,294	1,108,994,294	1.0195	1.0195
第13計算期間末（2014年 6月 2日）	874,034,621	874,034,621	1.0683	1.0683
第14計算期間末（2015年 6月 1日）	822,664,610	822,664,610	1.3304	1.3304
第15計算期間末（2016年 5月31日）	686,339,660	686,339,660	1.1442	1.1442
第16計算期間末（2017年 5月31日）	532,632,765	532,632,765	1.2577	1.2577
第17計算期間末（2018年 5月31日）	418,253,660	418,253,660	1.3345	1.3345
第18計算期間末（2019年 5月31日）	392,059,727	392,059,727	1.3039	1.3039
第19計算期間末（2020年 6月 1日）	405,018,616	405,018,616	1.3421	1.3421
第20計算期間末（2021年 5月31日）	508,071,050	508,071,050	1.7992	1.7992
第21計算期中間（2021年11月30日）	517,537,787	517,537,787	1.8937	1.8937
2020年12月末日	452,240,819	-	1.5905	-
2021年 1月末日	459,630,615	-	1.6175	-
2月末日	479,604,365	-	1.6852	-
3月末日	498,373,612	-	1.7567	-
4月末日	500,056,094	-	1.7772	-
5月末日	508,071,050	-	1.7992	-
6月末日	517,363,637	-	1.8280	-
7月末日	516,648,344	-	1.8268	-
8月末日	523,642,575	-	1.8466	-
9月末日	526,740,960	-	1.8560	-
10月末日	539,067,672	-	1.9244	-
11月末日	517,537,787	-	1.8937	-
12月末日	531,624,439	-	1.9430	-

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第12期	2012年 6月 1日～2013年 5月31日	0.0000
第13期	2013年 6月 1日～2014年 6月 2日	0.0000
第14期	2014年 6月 3日～2015年 6月 1日	0.0000
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	0.0000
第16期	2016年 6月 1日～2017年 5月31日	0.0000
第17期	2017年 6月 1日～2018年 5月31日	0.0000
第18期	2018年 6月 1日～2019年 5月31日	0.0000
第19期	2019年 6月 1日～2020年 6月 1日	0.0000
第20期	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	0.0000
第21期（中間期）	2021年 6月 1日～2021年 11月30日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第12期	2012年 6月 1日～2013年 5月31日	47.54
第13期	2013年 6月 1日～2014年 6月 2日	4.79
第14期	2014年 6月 3日～2015年 6月 1日	24.53
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	△14.00
第16期	2016年 6月 1日～2017年 5月31日	9.92
第17期	2017年 6月 1日～2018年 5月31日	6.1
第18期	2018年 6月 1日～2019年 5月31日	△2.3
第19期	2019年 6月 1日～2020年 6月 1日	2.9
第20期	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	34.1
第21期（中間期）	2021年 6月 1日～2021年 11月30日	5.3

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2【設定及び解約の実績】

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第12期	2012年 6月 1日～2013年 5月31日	10,226,200	29,925,793
第13期	2013年 6月 1日～2014年 6月 2日	8,464,258	29,504,606
第14期	2014年 6月 3日～2015年 6月 1日	7,212,864	99,248,835
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	5,116,212	20,415,139
第16期	2016年 6月 1日～2017年 5月31日	4,313,491	9,781,836
第17期	2017年 6月 1日～2018年 5月31日	2,415,424	22,572,789
第18期	2018年 6月 1日～2019年 5月31日	5,457,455	15,534,061
第19期	2019年 6月 1日～2020年 6月 1日	3,521,215	401,920
第20期	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	3,793,980	4,332,671
第21期(中間期)	2021年 6月 1日～2021年 11月30日	1,630,454	2,418,697

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第12期	2012年 6月 1日～2013年 5月31日	38,819,314	140,719,115
第13期	2013年 6月 1日～2014年 6月 2日	21,156,485	122,768,471
第14期	2014年 6月 3日～2015年 6月 1日	17,369,486	58,791,920
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	15,965,731	22,328,253
第16期	2016年 6月 1日～2017年 5月31日	14,086,010	119,524,860
第17期	2017年 6月 1日～2018年 5月31日	1,655,865	51,807,491
第18期	2018年 6月 1日～2019年 5月31日	3,198,152	27,969,720
第19期	2019年 6月 1日～2020年 6月 1日	3,240,827	974,704
第20期	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	2,974,602	6,005,853
第21期(中間期)	2021年 6月 1日～2021年 11月30日	2,091,805	9,506,517

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第12期	2012年 6月 1日～2013年 5月31日	119,771,379	432,208,041
第13期	2013年 6月 1日～2014年 6月 2日	64,238,659	333,891,922
第14期	2014年 6月 3日～2015年 6月 1日	47,788,039	247,607,970
第15期	2015年 6月 2日～2016年 5月31日	42,063,542	60,555,138
第16期	2016年 6月 1日～2017年 5月31日	34,040,129	210,382,345
第17期	2017年 6月 1日～2018年 5月31日	5,358,981	115,437,286
第18期	2018年 6月 1日～2019年 5月31日	14,668,128	27,412,260
第19期	2019年 6月 1日～2020年 6月 1日	14,933,120	13,832,099
第20期	2020年 6月 2日～2021年 5月31日	17,693,399	37,088,931
第21期（中間期）	2021年 6月 1日～2021年 11月30日	5,265,129	14,356,255

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2021年 6月1日から2021年11月30日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人による中間監査を受けております。

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

区分	前計算期間末 (2021年 5月31日現在)	当中間計算期間末 (2021年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,576	1,317
金銭信託	1,174,523	1,459,928
投資信託受益証券	19,086,970	17,744,102
投資証券	18,405,039	18,330,076
流動資産合計	38,668,108	37,535,423
資産合計	38,668,108	37,535,423
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3	6,414
未払受託者報酬	10,329	10,514
未払委託者報酬	257,818	262,724
その他未払費用	287,392	367,435
流動負債合計	555,542	647,087
負債合計	555,542	647,087
純資産の部		
元本等		
元本	63,346,056	62,557,813
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△25,233,490	△25,669,477
（分配準備積立金）	609,581	586,793
元本等合計	38,112,566	36,888,336
純資産合計	38,112,566	36,888,336
負債純資産合計	38,668,108	37,535,423

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

区分	前中間計算期間		当中間計算期間	
	自	2020年 6月 2日 至 2020年12月1日	自	2021年 6月 1日 至 2021年11月30日
営業収益				
受取配当金		17,081		8,147
有価証券売買等損益		1,919,113		△790,245
為替差損益		△556,022		672,453
営業収益合計		1,380,172		△109,645
営業費用				
受託者報酬		10,664		10,514
委託者報酬		266,568		262,724
その他費用		280,500		370,442
営業費用合計		557,732		643,680
営業利益又は営業損失（△）		822,440		△753,325
経常利益又は経常損失（△）		822,440		△753,325
中間純利益又は中間純損失（△）		822,440		△753,325
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）		11,783		△11,769
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△26,405,474		△25,233,490
剰余金増加額又は欠損金減少額		276,060		963,727
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		276,060		963,727
剰余金減少額又は欠損金増加額		841,344		658,158
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		841,344		658,158
分配金		-		-
中間剰余金又は中間欠損金（△）		△26,160,101		△25,669,477

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間 自2021年 6月1日 至 2021年11月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2021年 5月31日現在)	当中間計算期間末 (2021年11月30日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 63,884,747円 期中追加設定元本額 3,793,980円 期中一部解約元本額 4,332,671円	期首元本額 63,346,056円 期中追加設定元本額 1,630,454円 期中一部解約元本額 2,418,697円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は25,233,490円であります。	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は25,669,477円であります。
3. 中間計算期間末日における受益権の総数	63,346,056口	62,557,813口

(中間損益及び剰余金計算に関する注記)

前中間計算期間 自2020年 6月 2日 至 2020年12月1日	当中間計算期間 自2021年 6月 1日 至 2021年11月30日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

項目	前計算期間末 (2021年 5月31日現在)	当中間計算期間末 (2021年11月30日現在)
金融商品の時価等に関する事項	- 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 - 時価の算定方法	- 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 - 時価の算定方法

	投資信託受益証券、投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 上記以外の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
--	---	----

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

項目	前計算期間末 (2021年 5月31日現在)	当中間計算期間末 (2021年11月30日現在)
1口当たり純資産額	0.6017円	0.5897円
(1万口当たり純資産額)	(6,017円)	(5,897円)

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

区分	前計算期間末 (2021年 5月31日現在)	当中間計算期間末 (2021年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	4,337	3,624
金銭信託	4,345,837	5,743,223
投資信託受益証券	49,437,365	37,071,283
投資証券	74,741,698	79,261,821
流動資産合計	128,529,237	122,079,951
資産合計	128,529,237	122,079,951
負債の部		
流動負債		
未払解約金	42	13,691
未払受託者報酬	33,002	35,085
未払委託者報酬	825,026	877,117
その他未払費用	1,590,910	1,593,952
流動負債合計	2,448,980	2,519,845
負債合計	2,448,980	2,519,845
純資産の部		
元本等		
元本	103,144,773	95,730,061
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	22,935,484	23,830,045
（分配準備積立金）	25,221,653	22,921,830
元本等合計	126,080,257	119,560,106
純資産合計	126,080,257	119,560,106
負債純資産合計	128,529,237	122,079,951

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

区分	前中間計算期間		当中間計算期間	
	自	2020年 6月 2日 至 2020年12月1日	自	2021年 6月 1日 至 2021年11月30日
営業収益				
受取配当金		812,716		875,192
有価証券売買等損益		11,190,465		1,923,408
為替差損益		△1,938,487		2,729,987
営業収益合計		10,064,694		5,528,587
営業費用				
受託者報酬		30,855		35,085
委託者報酬		771,319		877,117
その他費用		1,598,644		1,602,849
営業費用合計		2,400,818		2,515,051
営業利益又は営業損失（△）		7,663,876		3,013,536
経常利益又は経常損失（△）		7,663,876		3,013,536
中間純利益又は中間純損失（△）		7,663,876		3,013,536
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）		137,858		532,669
期首剰余金又は期首欠損金（△）		3,842,591		22,935,484
剰余金増加額又は欠損金減少額		125,208		528,920
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		125,208		528,920
剰余金減少額又は欠損金増加額		170,790		2,115,226
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		170,790		2,115,226
分配金		—		—
中間剰余金又は中間欠損金（△）		11,323,027		23,830,045

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間 自2021年 6月1日 至 2021年11月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための基 本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2021年 5月31日現在)	当中間計算期間末 (2021年11月30日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元 本額、期中追加設定元本額 及び期中一部解約元本額	期首元本額 106,176,024円 期中追加設定元本額 2,974,602円 期中一部解約元本額 6,005,853円	期首元本額 103,144,773円 期中追加設定元本額 2,091,805円 期中一部解約元本額 9,506,517円
2. 中間計算期間末日における 受益権の総数	103,144,773口	95,730,061口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自2020年 6月 2日 至 2020年12月1日	当中間計算期間 自2021年 6月1日 至 2021年11月30日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

項目	前計算期間末 (2021年 5月31日現在)	当中間計算期間末 (2021年11月30日現在)
金融商品の時価等に関する事項	・ 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・ 時価の算定方法	・ 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・ 時価の算定方法

	投資信託受益証券、投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 上記以外の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
--	---	----

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

項目	前計算期間末 (2021年 5月31日現在)	当中間計算期間末 (2021年11月30日現在)
1口当たり純資産額	1.2224円	1.2489円
(1万口当たり純資産額)	(12,224円)	(12,489円)

【ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

区分	前計算期間末 (2021年 5月31日現在)	当中間計算期間末 (2021年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	15,594,553	15,406,921
投資信託受益証券	182,888,368	164,380,035
投資証券	314,791,581	343,348,269
流動資産合計	513,274,502	523,135,225
資産合計	513,274,502	523,135,225
負債の部		
流動負債		
未払解約金	162	20,631
未払受託者報酬	130,203	144,433
未払委託者報酬	3,255,066	3,610,710
その他未払費用	1,818,021	1,821,664
流動負債合計	5,203,452	5,597,438
負債合計	5,203,452	5,597,438
純資産の部		
元本等		
元本	282,386,522	273,295,396
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	225,684,528	244,242,391
（分配準備積立金）	223,143,241	211,958,469
元本等合計	508,071,050	517,537,787
純資産合計	508,071,050	517,537,787
負債純資産合計	513,274,502	523,135,225

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

区分	前中間計算期間	当中間計算期間
	自 2020年 6月 2日 至 2020年12月1日	自 2021年 6月 1日 至 2021年11月30日
営業収益		
受取配当金	5,004,465	5,596,514
有価証券売買等損益	63,960,399	15,547,678
為替差損益	△7,247,727	11,495,729
営業収益合計	61,717,137	32,639,921
営業費用		
受託者報酬	117,115	144,433
委託者報酬	2,927,793	3,610,710
その他費用	1,852,174	1,859,411
営業費用合計	4,897,082	5,614,554
営業利益又は営業損失（△）	56,820,055	27,025,367
経常利益又は経常損失（△）	56,820,055	27,025,367
中間純利益又は中間純損失（△）	56,820,055	27,025,367
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	2,744,884	1,525,102
期首剰余金又は期首欠損金（△）	103,236,562	225,684,528
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,785,475	4,540,215
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,785,475	4,540,215
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,296,914	11,482,617
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,296,914	11,482,617
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	152,800,294	244,242,391

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間 自2021年 6月1日 至 2021年11月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための基 本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 (2021年 5月31日現在)	当中間計算期間末 (2021年11月30日現在)
1. 投資信託財産に係る 期首元本額、期中追 加設定元本額及び期 中一部解約元本額	期首元本額 301,782,054円 期中追加設定元本額 17,693,399円 期中一部解約元本額 37,088,931円	期首元本額 282,386,522円 期中追加設定元本額 5,265,129円 期中一部解約元本額 14,356,255円
2. 中間計算期間末日に おける受益権の総数	282,386,522口	273,295,396口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自2020年 6月 2日 至 2020年12月1日	当中間計算期間 自2021年 6月 1日 至 2021年11月30日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

項目	前計算期間末 (2021年 5月31日現在)	当中間計算期間末 (2021年11月30日現在)
金融商品の時価等に関する事項	・ 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・ 時価の算定方法	・ 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・ 時価の算定方法

	投資信託受益証券、投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 上記以外の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
--	---	----

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

項目	前計算期間末 (2021年 5月31日現在)	当中間計算期間末 (2021年11月30日現在)
1口当たり純資産額	1.7992円	1.8937円
(1万口当たり純資産額)	(17,992円)	(18,937円)

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2021年12月末現在の委託会社の資本金の額：	2億3,105万円
発行可能株式総数：	20,000株
発行済株式総数：	6,552株
最近５年間における資本金の額の増減：	2021年3月31日に資本金2億3,105万円に増資

（２）【事業の内容及び営業の状況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。
- ・2021年12月末現在、委託会社が、運用する投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	31	42,322,954,235円
単位型株式投資信託	14	11,698,920,259円
合計	45	54,021,874,494円

（３）【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるファイブスター投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表ならびに第13期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 2020年3月31日	当事業年度 2021年3月31日
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	183,254	420,958
前払費用	790	3,287
未収運用受託報酬	9,366	113,478
未収投資助言報酬	882	—
未収委託者報酬	68,094	109,081
立替金	3,071	4,706
1年内回収予定の役員に対する長期貸付金	1,081	1,099
その他	301	58
流動資産合計	266,843	652,669
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 1,128	※1 966
器具備品	※1 644	※1 414
その他	816	1,793
有形固定資産合計	2,589	3,174
無形固定資産		
ソフトウェア	642	170
無形固定資産合計	642	170
投資その他の資産		
投資有価証券	2,951	16,002
役員に対する長期貸付金	6,806	5,707
差入保証金	4,520	4,520
繰延税金資産	16,254	8,306
投資その他の資産合計	30,532	34,536
固定資産合計	33,763	37,880
資産合計	300,607	690,550
負債の部		
流動負債		
預り金	3,153	38,247
未払手数料	30,316	42,402
未払費用	10,611	66,604
未払法人税等	7,729	61,474
未払消費税等	4,134	10,977
賞与引当金	4,347	13,360
その他	10,246	3,962
流動負債合計	70,538	237,030
負債合計	70,538	237,030
純資産の部		
株主資本		
資本金	211,750	231,050
資本剰余金		
資本準備金	74,750	94,050
資本剰余金合計	74,750	94,050
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△56,382	128,418

利益剰余金合計	△56,382	128,418
株主資本合計	230,117	453,518
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△48	1
評価・換算差額等合計	△48	1
純資産合計	230,068	453,520
負債純資産合計	300,607	690,550

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	162,483	576,693
投資助言報酬	5,530	1,519
委託者報酬	290,382	427,946
営業収益合計	458,397	1,006,159
営業費用		
支払手数料	141,203	193,112
広告宣伝費	800	4,005
調査費	40,540	39,551
調査費	37,037	38,108
委託調査費	3,502	1,442
営業雑経費	3,056	3,506
通信費	1,824	2,295
協会費	1,215	1,210
諸会費	15	—
営業費用合計	185,600	240,175
一般管理費		
給料	177,551	444,838
役員報酬	54,896	54,896
給与手当	116,169	288,551
役員賞与	—	37,188
賞与	2,138	50,842
賞与引当金繰入額	4,347	13,360
福利厚生費	15,533	21,167
交際費	2,740	1,667
旅費交通費	8,254	3,478
租税公課	3,832	8,744
不動産賃借料	6,908	6,908
固定資産減価償却費	3,100	2,041
諸経費	23,645	25,628
一般管理費合計	241,568	514,474
営業利益	31,228	251,508
営業外収益		
受取利息	136	121
受取配当金	10	120
その他	64	—
営業外収益合計	210	241
営業外費用		
デリバティブ損失	—	985
その他	—	0
営業外費用合計	—	985
経常利益	31,438	250,764
税引前当期純利益	31,438	250,764
法人税、住民税及び事業税	5,927	58,016
法人税等調整額	9,143	7,947
法人税等合計	15,071	65,963
当期純利益	16,367	184,801

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	211,750	74,750	74,750	△72,749	△72,749	213,750
当期変動額						
当期純利益				16,367	16,367	16,367
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	16,367	16,367	16,367
当期末残高	211,750	74,750	74,750	△56,382	△56,382	230,117

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△22	△22	213,727
当期変動額			
当期純利益			16,367
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△26	△26	△26
当期変動額合計	△26	△26	16,341
当期末残高	△48	△48	230,068

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	211,750	74,750	74,750	△56,382	△56,382	230,117
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	19,300	19,300	19,300			38,600
当期純利益				184,801	184,801	184,801
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	19,300	19,300	19,300	184,801	184,801	223,401
当期末残高	231,050	94,050	94,050	128,418	128,418	453,518

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△48	△48	230,068
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			38,600
当期純利益			184,801
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	50	50	50
当期変動額合計	50	50	223,451
当期末残高	1	1	453,520

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
器具備品	4～10年

（2）無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（重要な会計上の見積り）

繰延税金資産の回収可能性について

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

8,307千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（表示方法の変更）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11号ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

（貸借対照表関係）

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	1,570千円	1,732千円
器具備品	1,110千円	1,339千円

（損益計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,780	—	—	5,780

2. 自己株式に関する事項

該当なし

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第3回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第6回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第7回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第8回新株予約権	—	—	—	—	—	—

（注）第8回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当なし

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,780	772	—	6,552

（変動事由の概要）

新株の発行（新株予約権の行使）

ストック・オプションの権利行使による増加 772株

2. 自己株式に関する事項

該当なし

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第3回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第6回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第7回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第8回新株予約権	—	—	—	—	—	—

（注）第8回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
—	—	—	—	—	—	—

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	65,520	10,000	2021年3月31日	2021年6月21日

（注）2021年6月18日開催の定時株主総会において、決議する予定であります。

（リース取引関係）

前事業年度（自 2019年4月1日至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金により、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また、当社設定私募投信の当初運用資金として、有価証券を取得しております。

デリバティブ取引については、財務健全性の観点からそのリスクを低減するために利用することとし、投機的な取引は行いません。なお、現在はデリバティブ取引を行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、投資一任契約及び投資助言契約に基づき、契約資産額より受け入れる基本報酬額のうち、未収分を計上した金額であり、契約資産額は証券会社において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから、当社の債権としてのリスクは認識しておりません。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

資金運用の状況については、取締役会で定めた基準に従い、代表取締役社長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクについては、取締役会で定めた基準に従い、業務管理部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに代表取締役社長に報告し、重要であると判断した場合には臨時取締役会を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、総務部が作成した年度の資金計画を取締役会において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2)参照）。

前事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	183,254	183,254	—
(2) 未収運用受託報酬	9,366	9,366	—
(3) 未収投資助言報酬	882	882	—
(4) 未収委託者報酬	68,094	68,094	—
(5) 立替金	3,071	3,071	—
(6) 役員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む。)	7,887	7,887	△0
(7) 投資有価証券 その他有価証券	2,951	2,951	—
資産計	275,508	275,508	△0
(1) 未払手数料	(30,316)	(30,316)	—
(2) 未払費用	(10,611)	(10,611)	—
負債計	(40,927)	(40,927)	—

(※) 負債に計上されているものは、() で示しています。

当事業年度（2021年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	420,958	420,958	—
(2) 未収運用受託報酬	113,478	113,478	—
(3) 未収委託者報酬	109,081	109,081	—
(4) 立替金	4,706	4,706	—
(5) 役員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む。)	6,806	6,806	△0
(6) 投資有価証券 その他有価証券	16,002	16,002	—
資産計	671,033	671,033	△0
(1) 未払手数料	(42,402)	(42,402)	—
(2) 未払費用	(66,604)	(66,604)	—
負債計	(109,007)	(109,007)	—

(※) 負債に計上されているものは、() で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

前事業年度（2020年3月31日）

- 資産 (1)現金及び預金、(2)未収運用受託報酬、(3)未収投資助言報酬、(4)未収委託者報酬、(5)立替金
これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿金額によっております。
- (6)役員に対する長期貸付金（1年内回収予定を含む。）
元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。
- (7)投資有価証券
証券投資信託の時価は、決算日における基準価額によっております。

負債 (1)未払手数料、(2)未払費用
これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（2021年3月31日）

資産 (1)現金及び預金、(2)未収運用受託報酬、(3)未収委託者報酬、(4)立替金
これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿金額によっております。

(5)役員に対する長期貸付金（1年内回収予定を含む。）
元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(6)投資有価証券
証券投資信託の時価は、決算日における基準価額によっております。

負債 (1)未払手数料、(2)未払費用
これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
(1) 差入保証金	4,520	4,520

市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年3月31日）

(単位:千円)

	1 年内	1 年超 5 年以内	5 年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	183,254	—	—	—
(2) 未収運用受託報酬	9,366	—	—	—
(3) 未収投資助言報酬	882	—	—	—
(4) 未収委託者報酬	68,094	—	—	—
(5) 立替金	3,071	—	—	—
(6) 役員に対する長期貸付金	1,081	4,503	2,302	—
合計	265,751	4,503	2,302	—

当事業年度（2021年3月31日）

(単位:千円)

	1 年内	1 年超 5 年以内	5 年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	420,958	—	—	—
(2) 未収運用受託報酬	113,478	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	109,081	—	—	—
(4) 立替金	4,706	—	—	—
(5) 役員に対する長期貸付金	1,099	4,576	1,130	—
合計	649,324	4,576	1,130	—

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日至 2020年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	2,951	3,000	△48
	小計	2,951	3,000	△48
合計		2,951	3,000	△48

当事業年度（自 2020年4月1日至 2021年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	2,057	2,000	57
	小計	2,057	2,000	57
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	13,944	14,000	△55
	小計	13,944	14,000	△55
合計		16,002	16,000	2

２．売却したその他有価証券

前期事業年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 2019年4月1日至 2020年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日至 2021年3月31日）
該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2019年4月1日至 2020年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日至 2021年3月31日）
該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 2019年4月1日至 2020年3月31日）

1. 当該事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模、変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 4名	当社取締役 1名 当社従業員 4名	当社取締役 1名 当社従業員 6名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式240株	普通株式300株	普通株式300株
付与日	2011年6月24日	2013年7月25日	2014年7月25日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	自 2011年5月31日 至 2013年6月30日	自 2013年6月27日 至 2015年7月31日	自 2014年6月27日 至 2016年7月31日
権利行使期間	自 2013年7月 1日 至 2021年5月31日	自 2015年8月 1日 至 2023年6月30日	自 2016年8月 1日 至 2024年6月30日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 5名	当社取締役 3名 当社従業員 5名	当社取締役 3名 当社従業員 5名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式500株	普通株式500株	普通株式500株
付与日	2016年3月31日	2017年6月9日	2018年5月31日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	自 2016年3月31日 至 2018年3月31日	自 2017年6月9日 至 2019年6月9日	自 2018年5月31日 至 2020年5月31日
権利行使期間	自 2018年4月 1日 至 2026年3月10日	自 2019年6月10日 至 2027年6月 9日	自 2020年6月 1日 至 2028年5月15日

	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 9名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式500株
付与日	2019年5月31日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	自 2019年5月31日 至 2021年5月31日
権利行使期間	自 2021年6月 1日 至 2029年5月15日

(注) ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

- ③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前（株）					
前事業年度末	—	—	—	—	500
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	500
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後（株）					
前事業年度末	240	300	300	500	—
権利確定	—	—	—	—	500
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	240	300	300	500	500

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	500	—
付与	—	500
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	500	500
権利確定後（株）		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格（円）	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—	—

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格（円）	50,000	50,000
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

(3) 付与されたStock・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたStock・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であるため、Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっておりま

す。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

(4)ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(5)ストック・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計 ー円

②当事業年度において行使されたストック・オプションはありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 当該事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模、変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 4名	当社取締役 1名 当社従業員 4名	当社取締役 1名 当社従業員 6名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式240株	普通株式300株	普通株式300株
付与日	2011年6月24日	2013年7月25日	2014年7月25日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	自 2011年5月31日 至 2013年6月30日	自 2013年6月27日 至 2015年7月31日	自 2014年6月27日 至 2016年7月31日
権利行使期間	自 2013年7月 1日 至 2021年5月31日	自 2015年8月 1日 至 2023年6月30日	自 2016年8月 1日 至 2024年6月30日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 2名 当社従業員 5名	当社取締役 3名 当社従業員 5名	当社取締役 3名 当社従業員 5名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式500株	普通株式500株	普通株式500株
付与日	2016年3月31日	2017年6月9日	2018年5月31日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	自 2016年3月31日 至 2018年3月31日	自 2017年6月9日 至 2019年6月9日	自 2018年5月31日 至 2020年5月31日
権利行使期間	自 2018年4月 1日 至 2026年3月10日	自 2019年6月10日 至 2027年6月 9日	自 2020年6月 1日 至 2028年5月15日

	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 9名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式500株
付与日	2019年5月31日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	自 2019年5月31日 至 2021年5月31日
権利行使期間	自 2021年6月 1日 至 2029年5月15日

(注) ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前（株）					
前事業年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後（株）					
前事業年度末	240	300	300	500	500
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	160	270	52	170	120
失効	80	30	—	—	—
未行使残	—	—	248	330	380

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	500	500
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	500	—
未確定残	—	500
権利確定後（株）		
前事業年度末	—	—
権利確定	500	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	500	—

② 単価情報

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格（円）	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—	—

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格（円）	50,000	50,000
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

(3)付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

(4)ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(5)ストック・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計 37,630千円

②当事業年度において行使されたストック・オプションの本源的価値の合計 14,836千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	853 千円	4,216千円
賞与引当金	1,331	4,090
減価償却超過額	54	-
その他有価証券評価差額金	14	-
税務上の繰越欠損金(*2)	27,711	-
繰延税金資産小計	29,964	8,307
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(*2)	△13,695	-
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	△14	-
評価性引当額小計(*1)	△13,710	-
繰延税金資産合計	16,254	8,307
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	△0
繰延税金負債合計	-	△0
繰延税金資産（純額）	16,254	8,306

(*1) 評価性引当額が13,710千円減少しています。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が13,695千円減少したことに伴うものです。

(*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

項目名	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰 越 欠 損 金 (a)	-	15,726	9,752	2,232	-	-	27,711
評価性引当 額	-	△7,168	△6,527	-	-	-	△13,695
繰延税金資 産	-	8,558	3,225	2,232	-	-	(b)14,015

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の欠損金が生じた要因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去および当期の課税所得または税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来において一時差異加減算前課税所得が安定的に生じることが見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しています。

当事業年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度
(2020年3月31日)

当事業年度
(2021年3月31日)

法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
繰越欠損金の利用	△17.7	△11.1
評価性引当額の増減	32.1	5.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1	4.7
住民税均等割額	0.9	0.1
その他	△0.1	△3.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.9	26.3

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、アセットマネジメント事業のみの単一セグメントであり重要性に乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	合計
290,382	168,014	458,397

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	合計
427,946	578,212	1,006,159

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	110,570	-
TAIKI Japan Equity Long Short Fund	45,944	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	392,012	-
TAIKI Japan Equity Long Short Fund	161,059	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2019年4月1日至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有（被所 有）割合(%)	関連当 事者との 関係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株 主の子 会社	日産証券 株式会社 （ユニコ ムグルー プホール ディング ス(株)の 子会社）	東京都 中央区	1,500,000	証券業	-	投資信 託の販 売	支払手数料 (注) 1	35,290	未払手数料	10,344

（注）①上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

②取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有（被所 有）割合(%)	関連当 事者との 関係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株 主の子 会社	日産証券 株式会社 （ユニコ ムグルー プホール ディング ス(株)の 子会社）	東京都 中央区	1,500,000	証券業	-	投資信託の 販売	支払手数料 (注) 1	36,885	未払手数料	10,351

（注）①上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

②取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	39,804.23円	69,218.62円
1株当たり当期純利益金額	2,831.67円	31,622.45円

（注）①潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

②1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	16,367	184,801
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	16,367	184,801
普通株式の期中平均株式数（株）	5,780	5,844

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

① 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (2021年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	314,480
前払費用	3,304
未収運用受託報酬	57,762
未収委託者報酬	152,706
立替金	7,623
1年内回収予定の役員に対する長期貸付金	1,108
その他	68
流動資産合計	537,054
固定資産	
有形固定資産	
建物	*1 891
器具備品	*1 337
その他	1,605
有形固定資産合計	2,834
無形固定資産	
ソフトウェア	140
無形固定資産合計	140
投資その他の資産	
投資有価証券	16,831
役員に対する長期貸付金	5,150
繰延税金資産	6,017
差入保証金	4,520
投資その他の資産合計	32,519
固定資産合計	35,494
資産合計	572,548
負債の部	
流動負債	
預り金	4,897
未払手数料	57,325
未払費用	36,632
未払法人税等	18,827
未払消費税等	5,601
賞与引当金	14,880
その他	5,755
流動負債合計	143,920
負債合計	143,920
純資産の部	
株主資本	
資本金	231,050
資本剰余金	

資本準備金	94,050
資本剰余金合計	94,050
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	103,645
利益剰余金合計	103,645
株主資本合計	428,745
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△116
評価・換算差額等合計	△116
純資産合計	428,628
負債・純資産合計	572,548

② 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)	
営業収益	
運用受託報酬	118,033
委託者報酬	237,794
営業収益合計	355,827
営業費用	
支払手数料	87,864
広告宣伝費	3,396
調査費	22,988
委託調査費	686
調査費	22,302
営業雑経費	2,429
通信費	955
協会費	1,397
諸会費	77
営業費用合計	116,679
一般管理費	
給料	140,475
役員報酬	35,048
給与手当	90,547
賞与引当金繰入額	14,880
福利厚生費	11,712
交際費	674
旅費交通費	1,445
租税公課	3,021
不動産賃借料	3,454
固定資産減価償却費	*1 790
諸経費	18,559
一般管理費合計	180,132
営業利益	59,015
営業外収益	144
営業外費用	-
経常利益	59,160
税引前中間純利益	59,160
法人税、住民税及び事業税	16,072
法人税等調整額	2,341
中間純利益	40,746

③ 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	231,050	94,050	94,050	128,418	128,418	453,518
当中間期変動額						
剰余金の配当				△65,520	△65,520	△65,520
中間純利益				40,746	40,746	40,746
株主資本以外の項目の当中間 期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	—	—	△24,773	△24,773	△24,773
当中間期末残高	231,050	94,050	94,050	103,645	103,645	428,745

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	1	1	453,520
当中間期変動額			
剰余金の配当			△65,520
中間純利益			40,746
株主資本以外の項目の当中間 期変動額（純額）	△118	△118	△118
当中間期変動額合計	△118	△118	△24,892
当中間期末残高	△116	△116	428,628

注記事項

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの：中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。 建物 8年～15年 器具備品 4年～10年 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。

4.収益及び費用の計上基準	(1) 運用受託報酬 運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は主に、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が確定したときに計上します。成功報酬は、顧客との投資顧問契約で定める目標を達成し、当該金額が確定したときに計上します。 (2) 委託者報酬 委託者報酬は当社が運用・管理を行うファンドに係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの日々の純資産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が確定したときに計上します。成功報酬は対象となるファンドの信託約款に基づき超過収益が発生した場合に収益に一定率を乗じて算出された報酬金額を、当該金額が確定したときに計上します。
5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱に従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、利益剰余金の期首残高への影響はありません。また、当中間会計期間の営業収益及び営業費用がそれぞれ7,089千円減少しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2021年9月30日)		
*1	有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。	
	建物	1,807千円
	器具備品	1,416千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日)		
*1	固定資産の減価償却実施額は、次の通りであります。	
	有形固定資産	760千円
	無形固定資産	30千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当中間会計期間末
普通株式（株）	6,552	—	—	6,552

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内 訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数（株）				当中間会計期 間末残高 (千円)
		当事業年度 期首	増加	減少	当中間会計 期間末	
ストック・オプションとし ての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとし ての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとし ての第6回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとし ての第7回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとし ての第8回新株予約権	—	—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
----	-------	-------	----------------	------------------	-----	-------

2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	65,520	10,000	2021年3月31日	2021年6月21日
----------------------	------	-------	--------	--------	------------	------------

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収運用受託報酬、未収委託者報酬、立替金、未払手数料及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当中間会計期間末（2021年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 役員に対する長期貸付金	6,258	6,258	0
(2) 投資有価証券 其他有価証券	16,831	16,831	—
資産計	23,090	23,090	0

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

時価で中間貸借対照表に計上している投資有価証券「其他有価証券」は、すべて投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(2)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計

役員に対する長期貸付金	—	6,258	—	6,258
資産計	—	6,258	—	6,258

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

役員に対する長期貸付金

時価は、元利金の合計額と、当該貸付金の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

当中間会計期間（自2021年4月1日 至2021年9月30日）

1. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上 額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	4,066	4,000	66
	小計	4,066	4,000	66
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	12,764	13,000	△235
	小計	12,764	13,000	△235
合計		16,831	17,000	△168

（ストック・オプション関係）

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、アセットマネジメント業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自 2021年4月 1日 至 2021年9月30日）
営業収益	355,827
運用受託報酬	118,033
基本報酬	80,243
成功報酬	37,789
委託者報酬	237,794

基本報酬	228,614
成功報酬	9,179

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当社の事業セグメントは、アセットマネジメント事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	欧州	その他	合計
237,794	118,033	-	355,827

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	71,208	-
TAIKI Japan Equity Long Short Fund	40,615	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2021年4月 1日 至 2021年9月 30日)	
1株当たり純資産額	65,419円43銭
1株当たり中間純利益金額	6,218円90銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株あたり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、 当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。	
2. 当中間会計期間における1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間損益計算書上の中間純利益	40,746千円
普通株式に係る中間純利益	40,746千円
普通株式に帰属しない金額の内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	6,552株
希薄化効果を有しないため、潜在株式	新株予約権5種類
調整後1株当たり中間純利益金額の	(新株予約権の数1,958個)
算定に含めなかった潜在株式の概要	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月15日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立 野 晴 朗 ⑧

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているファイブスター投信投資顧問株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファイブスター投信投資顧問株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- （注） 1. 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月9日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立 野 晴 朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているファイブスター投信投資顧問株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファイブスター投信投資顧問株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年1月19日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立 野 晴 朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型の2021年6月1日から2021年11月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型の2021年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年6月1日から2021年11月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年1月19日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立 野 晴 朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型の2021年6月1日から2021年11月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型の2021年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年6月1日から2021年11月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年1月19日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立 野 晴 朗

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型の2021年6月1日から2021年11月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型の2021年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年6月1日から2021年11月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ファイブスター投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。